

第 43 回 淀川環境委員会 議事要旨

1. 日時：令和 3 年 3 月 25 日 9:30～12:00

2. 場所：オンラインによるウェブ会議

3. 参加者：

委員；中川委員（会長）、綾委員、上原委員、小川委員、角野委員、河合委員、竹門委員、服部委員、田中委員、松井委員、光田委員、山西委員、和田委員、三戸委員
（欠席：竹林委員、平井委員、）

事務局；淀川河川事務所：善本副所長、河川環境課 日下課長、岩村専門職、井高技官
河川財団：寺井、中西、神崎、井上、西田

4. 議事内容

（1）令和 2 年度淀川環境委員会 各部会からの報告

1）水域環境部会

（報告事項）

以下の検討状況等を報告。

- ・汽水域ワーキング・グループによる、淀川大堰と毛馬水門からのアユの遡上調査結果、河口干潟再生試験施工、環境基礎調査結果等の状況。
- ・ワンド・たまり保全・再生ワーキング・グループによる、ワンドの整備状況と順応的な維持管理及びそのモニタリング方針。令和元年度に整備された 2 つのワンド（三矢地区 1 箇所、点野地区 1 箇所）により淀川本川のワンドは合計 84 個。
- ・淀川環境委員会閘門検討ワーキング・グループによる、淀川大堰の閘門建設に関する環境保全対策の検討再開。
- ・宇治川塔の島周辺河道整備に関するワーキング・グループによる、関連整備工事の完了と今後のナカセコカワニナを主としたモニタリング・評価の予定。
- ・イタセンパラの再導入後の状況。

（意見・コメント）

（汽水域ワーキング・グループ）

- ・今後の干潟再生にあたっては、基礎環境調査で得られた生物の調査結果から類型化したものをベースに、保全や再生の目標の立案、戦略を立てながら実施していくこと。
- ・瀬戸内海での栄養塩類不足の状況をふまえ、環境省の第 9 次水質総量規制では、大阪湾は総量削減の対象とならない見込み。一方、夏場の DO 不足に関して、栄養塩類を夏場に下げることが課題となる。河川においても海域との連携を考慮されたい。
- ・アユ遡上調査について、遡上数の増減のみならず、汽水域の現状評価の指標という視点にも留意されたい。

（ワンド・たまり保全再生ワーキング・グループ）

- ・ワンド・たまりの造成には多大な労力、時間をかけたトライアルがされてきたが、これら全てを同様に継続していくことは予算的、人的に困難と思われるので、サンプリングした長期的モニタリングによって、維持管理の戦術を考えることが必要。セグメント区分や水文特性に応じた管理を考えるため、代表箇所をサンプリングしてモニタリ

ングするという考え方である。

- ・ワンド環境の年代による区分については、河川整備の中で水理環境が大きく変わったタイミングなどで分けた方がわかりやすい。

(淀川環境委員会閘門検討ワーキング・グループ)

- ・淀川大堰左岸魚道のさらに左岸側に閘門が整備されることにより、左岸魚道は多くの生物にとって利用しづらいので、魚道の機能を高める対策をセットで講じる必要性を提言している。なお、時間的に限られた中で検討が必要であり、指導助言の進め方が課題である。

(宇治川塔の島周辺河道整備に関するワーキング・グループ)

- ・最後の作業道の撤去工事の場所がナカセコカワニナの模式産地に相当していたため、本種の生息環境として好適になるような環境を造る配慮※がなされた。(※岸際を浅く、また、捨て石による水制を出して流れてきた砂を水制の裏にためるような配慮)

(イタセンパラの野生復帰の取組)

- ・イタセンパラは年魚で個体が安定的に存在する種類ではないが、再導入した城北ワンドで、環境改善などの手を尽くした結果、8年間にわたる再生産が実現している。

2) 陸域環境部会

(報告事項)

- ・鵜殿ヨシ原切下げ対策ワーキング・グループによる、鵜殿ヨシ原における復元・保全の目標をもとにした、切り下げ対策とその後の維持管理の実施状況、鵜殿の植生の変遷について報告。
- ・淀川左岸線（2期）事業について、本事業によって失われる中津地区ヨシ原に関して、キャンセル掘削箇所復活させることを目標に実施されており、その現状について報告。

(意見・コメント)

(鵜殿ヨシ原切り下げ対策ワーキング・グループ)

- ・切下げ地においては、ヨシ群落、ヨシーオギ群落が順調に拡大しているが、下記の課題も挙げられる。
 - ・本川側の切下げ地では堆積が進行して乾燥化したこともあって、ヨシが衰退しており、冠水を促すため本川からの通水路を掘削したが、その後のモニタリングと対応策の検討が必要である。
 - ・切下げ地においては、植生の年変動の評価の考え方やヨシ焼きの効果も含めて、今後の検討課題となる。
 - ・切下げ地ではヨシが過密になる傾向があり、その場合は茎の径が若干小さくなる傾向がある。
- ・トネハナヤスリについて、昨年度は多様な条件による生育実験のための移植、今年度は切り下げのための移植による緊急避難が3月中旬に行われた（光田委員主導）が、効果が確認できるまで3～4年が必要である。

- ・鵜殿では、特定外来生物のオオブタクサが猛威を振るっており、2 年続けてヨシ焼きが中止されたことも要因の一つと思われる。
- ・「新たなヨシ原再生」のネーミングについて、この取り組みはこれまでめざしてきたヨシ原と異なる結果も予想されるが、部分的な対応であって保全再生目標まで変更するものではないので、そうしたことをふまえたネーミングを検討されたい。

3) 河川環境利用部会

(報告事項)

- ・淀川外来種影響・対策検討ワーキング・グループによる、外来水草の確認状況と対策状況、オオバナミズキンバイの鳥飼ワンドにおける除去対策の検討、城北地区におけるイタセンパラの保全を目的とした外来魚の除去状況、イタセンパラの産卵母貝の保全を目的としたヌートリアの捕獲・防除試行の状況を報告。
- ・環境情報図整理ワーキング・グループによる、令和3年度より運用する環境情報図更新にあたっての検討内容について報告。
- ・点野野草地区における新たな公園利用を目指した高水敷切り下げの実施状況について報告。

(意見・コメント)

(外来種影響対策検討ワーキング・グループ)

- ・オオバナミズキンバイの増大は非常に危惧される。群落を水域内で根ごと巻き重ねる駆除方法によって水面が維持されたことは、緊急的な措置として一定の効果がある。一方、魚類や底生動物の生息環境の観点では、腐食により富栄養化させないことも課題となる。
- ・外来魚駆除について、生物多様性の高い場所に重点化し、イタセンパラが野生復帰している城北ワンドの一部で、イタセンネット、生物多様性センター、河川事務所の連携で実施しており、実際に低密度管理に成功して在来種も増加・回復している。
- ・本流のチャネルキャットフィッシュ、コクチバスについても警戒すべき種として検討が必要であるが、在来魚保全対策として、これらの駆除のみでは困難であり、在来魚の生息環境をより充実させるような方針も検討課題となる。
- ・ヌートリアは捕獲数も密度的にも少なかつたことから、低密度で管理できていると評価される。

(点野野草地区整備について)

- ・点野野草地区に隣接する寄り州の部分は水域環境部会で取り扱う。利用しやすく、かつ自然環境を考慮した整備の検討が重要である。

4) 桂川検討部会

(報告事項)

- ・魚ののぼりやすい川づくりワーキング・グループによる、桂川全体の井堰による遡上阻害に対する改善状況、3号井堰、5号井堰の遡上阻害改善後の遡上状況調査について

報告。

- ・桂川における更なる河川整備および、桂川のあるべき姿（環境目標）の検討について報告。

（意見・コメント）

（魚ののぼりやすい川づくりワーキング・グループ）

- ・桂川では、4号、6号井堰が撤去され、さらに令和2年度は1号井堰が撤去されたことで、遡上しやすい環境が整ってきているものの、5号井堰までの遡上にとどまっている現状がある。今後は、評価の低い久我井堰、5号井堰の改善が課題である。改善をしてきた3号井堰も課題が残っている。

（桂川緊急治水対策事業について）

- ・1号井堰撤去に伴って、湛水域に存在したワンドが消失するため、二枚貝を別のワンドに緊急避難的に移植した。今後は、長期的な構造変化に伴い、より効果的にワンドが形成される方法などを検討する必要がある。
- ・桂川のあるべき姿の議論について、現状のよいところを目標とするのではなく、失われてしまったものを再生する、という目標設定の基本的な考え方にのっとり、「社会環境を踏まえた桂川のあるべき姿」を目標とすべく検討している。
- ・その際、生き物が生息する際に必要になる景観や生息場条件を評価することになるが、桂川では土砂の動きなど「生息場の構造的連続性」という観点を取り入れる必要があることを議論している。

（2）令和2年度淀川河川事務所管内工事実施指導状況の報告

（報告事項）

- ・令和元年度において淀川環境委員会で扱われた案件は、54件（AA評価2件、A評価3件、B評価23件、C評価15件、D評価11件）であった。

（意見・コメント）

- ・現地指導において、植生の保全対策が特に必要となる可能性がある場所において、冬季の現地指導までに草が刈られていたり、植物が休眠期になっていたりして、必要な指導ができないことがあった。そのような事態とならないよう、早めにスクリーニング会議に諮っていただきたい。

以上